

電気需給約款および電気料金メニュー定義書等の変更に関するお知らせ

平素より、昭島ガスでんきをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
表題につきまして、電気事業法にもとづき、その内容を下記の通りお知らせいたします。

記

2022年8月1日より、電気需給約款、電気料金メニュー定義書および付帯メニュー定義書の内容が一部変更となります。これに伴い、電気料金単価および割引単価に変更はございません。

1. 電気需給約款の変更について

■主な変更概要

- ・変更箇所：「[電気需給約款](#) 別表1. 電気料金の支払い方法および支払日」
- ・変更内容（電気料金の支払い方法および支払日）：

（変更前）

電気料金の支払い方法について、払込票による支払い方法のみの表記

（変更後）

電気料金の支払い方法について、(1)口座振替による支払い方法(2)クレジットカードによる支払い方法(3)払込票による支払い方法の表記へ変更

2. 電気料金メニュー定義書の変更について

■主な変更概要

- ・変更箇所：
 - 「[電気料金メニュー定義書【ずっとも電気1】](#) 7.適用期間 (2) (3) (4)」
 - 「[電気料金メニュー定義書【ずっとも電気1S】](#) 7.適用期間 (2) (3) (4)」
 - 「[電気料金メニュー定義書【ずっとも電気2】](#) 8.適用期間 (2) (3) (4)」
 - 「[電気料金メニュー定義書【ずっとも電気3】](#) 8.適用期間 (2) (3) (4)」

- ・変更内容（適用期間）

（変更前）

原則として適用期間は適用開始日から1年目の日の属する月の電気の計量日の前日まで

（変更後）

原則として適用期間は適用開始日から解約日または終了日まで

3. 付帯メニュー定義書の変更について

■主な変更概要

・変更箇所：

「[付帯メニュー定義書【電気とのセット割（定額）】](#) 6.適用期間（2）」

「[付帯メニュー定義書【電気とのセット割（定率）】](#) 5.適用期間（2）」

・変更内容（適用期間）：

（変更前）

適用期間は付帯する電気料金メニューの適用期間が満了する日までとし、以降の継続は当該電気料金メニューの適用期間と同じ

（変更後）

適用期間は付帯する電気料金メニューの適用期間が終了する日まで

なお、これらに伴い、お客さまに行っていただくお手続きはございません。

| |
|--|
| 電気取次店：昭島ガス株式会社 〒196-0035 東京都昭島市もくせいの杜 1-1-1 連絡先：042-546-8811 受付時間：月～土 9:00～17:00 日・祝 9:00～17:00 (小売電気事業者：東京ガス(株)A0064 〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20) |
|--|

昭島ガス株式会社は東京ガス株式会社（小売電気事業者/登録番号 A0064）が販売する電気を取り次ぎいたします。

以上